



福岡県医発第 1234 号(地)
令和 2 年 7 月 30 日

各 医 師 会 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

国の手指消毒用エタノール（医薬部外品）
優先供給スキームについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

福岡県における消毒用エタノールの優先供給については、令和 2 年 3 月 19 日付け福岡県医発第 3349 号（地）「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの購入手続きのための調査について（お願い）」にてお知らせしており、令和 2 年 7 月 29 日付福岡県医発第 1226 号（地）にて第 4 回有償販売についてご案内しているところです。

本通知は、厚生労働省が医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）での手指消毒用エタノールの需要に対応するために構築した優先供給スキームに医療機関等より直接発注していただくことが可能となった旨を通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、本優先供給スキームで販売される手指消毒用エタノールは医薬部外品となります。

記

○購入専用サイト URL
<https://www.askul.co.jp/ent>

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

2 薬 第 9 1 2 号
令和 2 年 7 月 1 6 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長



国の手指消毒用エタノール（医薬部外品）優先供給スキームについて

本県の保健医療行政につきましては、日頃より御協力賜り厚く御礼申し上げます。

今般、医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）での手指消毒用エタノールの需要に対応するため、厚生労働省は、製造販売業者等の協力の下、医療機関等における手指消毒用エタノール（医薬部外品）の優先供給スキームを構築し、医療機関等により直接発注していただくことが可能となりました。

つきましては、別添チラシを御確認のうえ、購入を希望される施設が必要な手続きを実施していただけるよう、貴会員に御周知いただきますようお願いいたします。

購入専用サイトのURLは、「<https://www.askul.co.jp/ent>」です。なお、当URLは関係者以外からアクセスされることがないように、取り扱いに御注意いただきますようお願いいたします。

連絡先：福岡県新型コロナウイルス感染症

対策本部 薬務班 村上、長井

TEL：092-643-3759

e-mail：corona-ya002@pref.fukuoka.lg.jp



手指消毒用エタノールが簡単・迅速に購入できるようになりました！

通常の入手ルートのほか、当サイトもご活用いただき、新型コロナウイルス感染症対策に備えていただきますようお願いいたします。

購入から受取までの流れ（※初回利用時のみ登録）

手順① 登録

購入専用サイトで新規登録

（施設名、住所、電話番号、メールアドレス、業種等を入力・選択）

※購入専用サイトがご不明な場合は、自治体等にお問い合わせ下さい。

※登録手続きにかかる時間は10分程度

※1度ご登録いただきましたら、今後の登録手続きは不要

登録は簡単！



手順② 購入

1. 購入専用サイトから、製品案内メールを送信

※不定期：月1～2回を予定

2. 購入する場合は数量を入力

※不要な場合は、購入手続きを行わないようお願いいたします。

購入も簡単！



手指消毒用エタノール □□mL

¥〇〇

数量

△

カゴに入れる

手順③ 受取

5営業日程度で製品が届きます。

※口座振込、郵便振込、カード決済、コンビニエンスストア決済等により支払い

迅速に配達！



※ 手指消毒用エタノールについては、全体として、5月は昨年月平均比約6倍の増産が行われており、商品は十分に用意できる見込みです。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

(参考：購入専用サイトの利用対象業種)

感染症指定医療機関又は帰国者・接触者外来医療機関
新型コロナウイルス確定患者を受け入れているための病床を確保した医療機関
重症度が高い患者が入院する医療機関

在宅の医療的ケア児（人工呼吸・気管切開患者）
在宅の医療的ケア児（それ以外）
その他在宅の人工呼吸・気管切開患者

その他消毒用アルコールの不足により、直ちに生命の危機が生じる可能性のある機関
その他医療機関（病院）
その他医療機関（診療所）
その他医療機関（歯科医院）

薬局

高齢者施設（施設系・居住系サービス）
高齢者施設（訪問系サービス）
高齢者施設（通所系サービス・その他）

障害者施設（重度の障害児者が利用する入所系・居住系・通所系サービス）
障害者施設（重度の障害児者が利用する訪問系サービス）
障害者施設（その他）

救護施設

児童施設（保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、児童養護施設等）
病児保育事業所

軽症者対応のホテル

自治体備蓄用

※利用対象となるか不明な場合は、自治体までご相談ください。